

## 監 事 監 査 報 告 書

令和4年 5月30日

学校法人日本体育大学  
理事会・評議員会 御中

学校法人 日本体育大学

監事 比留間 進  
  
監事 小池 啓三郎  


私たちは、私立学校法第37条第3項および学校法人日本体育大学寄附行為第16条の規定に基づき、学校法人日本体育大学の法人事務局をはじめ、日本体育大学、日本体育大学荏原高等学校、日本体育大学桜華中学校、日本体育大学桜華高等学校、日本体育大学柏高等学校、浜松日体中学校、浜松日体高等学校、日本体育大学附属高等支援学校、日体幼稚園、日本体育大学医療専門学校における令和3年度（令和3年4月1日から同4年3月31日まで）の業務ならびに財産の状況について監査を実施した。

監査にあたっては、理事会および評議員会に出席し、また、法人の役員、各教学部門の責任者、それぞれの部局の担当職員から業務の報告を受け、重要な書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類の検討、財務状況の調査など、必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人日本体育大学の業務執行は適切であり、計算書類、すなわち資金収支計算書、事業活動収支計算書および貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表および基本金明細表を含む）ならびに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、適法かつ正確に財産状況を示しており、業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以上